

求人者・求職者の皆様へ

・町田介護人材バンク 許可番号 (13-ユ-308219)

●取扱職種の範囲等

・職種は 全業種 ・地域は 東京都

以下に該当する求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取り扱いません。
若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	費用負担無し
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 紹介手数料は就職後1年間に支払われる賃金の30%を限度とする。 但し、以下に該当する場合は、この規定を適用する。 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件の明示や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20%</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分） に支払われる賃金（労働条件の明示や労働条件通知書等に記載されている額） 3カ月分の <u>20%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	費用負担無し
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	費用負担無し

- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者宮本 千恵 連絡先 042-860-6071

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は町田市介護人材バンクの職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者宮本 千恵とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者宮本 千恵とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙「有料職業紹介手数料表」参照。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

有料職業紹介手数料表(改訂版)

手数料

① 無期雇用(期間の定めのない雇用)

理論年収の 20%

② 有期雇用(期間の定めのある雇用)

理論年収の 3 カ月分(労働条件の開示時の賃金 3 カ月分)の 20%

①の理論年収とは採用者に明示した月額給与(通勤手当を除く算定可能な諸手当を含む)の 12 ケ月分と、前年度実績より算出した理論賞与額とを合算した額をいう。なお、採用者の給与が年棒による場合で、該当年棒に通勤交通費が含まれる場合は、採用者に明示した年額給与より通勤交通費を除いた額を、それぞれ理論年収とする。

②の労働条件の開示時の賃金とは、労働条件開示書(明示書含む)記載の賃金をベースに、勤務時間・勤務日数・定期的に支払われる手当含む、3 カ月分(算出基準 52.14 週／年の 3 カ月)の算出した額とする。

※就労後の実勤務日数・時間では算出しない。

例)時給 1,150 円、5 時間／日、3 日／週の場合

1,150 円×5 時間×3 日×52.14 週=899,415 円／理論年収

手数料算出、899,415 円／理論年収÷理論年収の 3 カ月×手数料 20%=**44,971 円**

就労後 5 時間から 8 時間に就労時間変更や 3 日から 4 日／週に増やした場合でも手数料算出には含めない
(当初の開示書にて算出する)逆に時間数・日数減でも手数料算出に含めない。

③試用期間中の労働条件の変更(賃金)は理論年収算出には含まない。

確認期間

・就労開始日より 3 カ月間を確認期間とし期間内で、本人の事由による退職の場合は紹介料を請求しない。

各法人の試用期間(就業規則)は該当にしない。一律 3 カ月を確認期間とする。手数料支払いは確認期間経過後の支払いとする。

※消費税は別途、振込手数料は各法人負担とする。

返還率

・3ヶ月以内で退職の場合 紹介料 100% 返還 (手数料請求は行わない)

・3 カ月以降、在籍時は返還なし //

・疑惑が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定をする。

2024 年 6 月 1 日

〒194-0013 東京都町田市原町田 3-8-5
一般社団法人町田市介護サービスネットワーク
町田市介護人材開発センター
町田市介護人材バンク
有料職業紹介事業 許可番号:13-ユ-308219